

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第15号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(港湾環境整備施設使用料)</p> <p>第8条の6 条例別表の1の表11の項に規定する規則で定める額及びパークゴルフ場を回数券により利用する場合の使用料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(パークゴルフ場等の利用時間)</p> <p>第8条の8 香西西地区港湾緑地の次の各号に掲げる港湾施設（以下「パークゴルフ場等」という。）を利用することができる時間は、それぞれ当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) パークゴルフ場 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) <u>会議室、シャワー室</u>及び多目的広場 午前9時から午後9時まで</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第8条の6関係）</p> <p>1 <u>第1駐車場及び第2駐車場の使用料</u></p> <table border="1" data-bbox="185 1066 1068 1106"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考 略</p> <p>2 <u>パークゴルフ場を回数券により利用する場合の使用料</u></p> <table border="1" data-bbox="185 1182 1068 1265"><thead><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>400円券（11枚）</td><td>4,000円</td></tr></tbody></table>	略	種類	金額	400円券（11枚）	4,000円	<p>(港湾環境整備施設使用料)</p> <p>第8条の6 条例別表の1の表11の項に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(パークゴルフ場等の利用時間)</p> <p>第8条の8 香西西地区港湾緑地の次の各号に掲げる港湾施設（以下「パークゴルフ場等」という。）を利用することができる時間は、それぞれ当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) パークゴルフ場及び<u>会議室</u> 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) <u>シャワー室</u>及び多目的広場 午前9時から午後9時まで</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第8条の6関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 1066 2058 1106"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考 略</p>	略
略							
種類	金額						
400円券（11枚）	4,000円						
略							

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。